

図書館の自由

第104号(2019年6月)

日本図書館協会 図書館の自由委員会

<もくじ>

1. 「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」について ---- 1
(1)「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン(案)」に対していただいた意見と図書館の自由委員会の考え方について(集計結果)
(2)セミナー「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」
- 【自由宣言のある風景】--沖縄県立図書館 ----4
2. 出版社からの回収・利用制限要請 ----5
3. ダウンロード違法化拡大の著作権法改正について ---- 6
著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対します(声明)(図書館問題研究会)
4. 警察からの照会による利用情報の提供 続報 ----7
5. 利用者のプライバシーにかかわる描写について ----8
『花よりも花の如く』18巻と『魔法にかかった新学期』2巻における利用者のプライバシーにかかわる描写について(学校図書館問題研究会)
6. 新聞・雑誌記事スクラップ ---- 9
7. おしらせ ---- 12

1. 「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」について

(1)「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン(案)」に対していただいた意見と図書館の自由委員会の考え方について(集計結果)

2019年5月 JLA 図書館の自由委員会

「図書館の自由に関する宣言」は、1979年改訂で主文第3「図書館は利用者の秘密を守る。」を加えました。1984年総会で採択した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」では、貸出方式がコンピュータ利用へと移行する時期に、利用者の秘密=プライバシーを守るための具体的基準を示しました。

しかし、その後の急速なインターネットの普及、ICT技術の進展のなかで、当時想定していなかった課題が出てきたため、図書館の自由委員会では「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」を策定することとしました。

2018年8月に案を公表し、2018年9月18日～11月末までに、第104回図書館大会分科会でも意見を頂き、理事会では4件、パブリックコメントでは5名より19項目の意見がありました。これらの意見を項目ごとに討議のうえ、ガイドラインに取り込むなど修正作業に活かしました。いただいたご意見の骨子と、対応(修正内容等)をまとめましたので、次のとおり公表します。

委員会サイトにも公開 <http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/809/Default.aspx>

No.	該当箇所	意見骨子	対応
1	全体を通して	このガイドラインの肝は何か	1979年の宣言改訂で第3「利用者の秘密を守る」が加わった頃と比べて、図書館のデジタルネットワーク環境は大きく変わった。現状に対応できる内容であること。
2	タイトル及び文中	タイトルの「プライバシー保護」を「図書館の情報セキュリティポリシー・ガイドライン」、文中を「情報セキュリティ」に。	このガイドラインは、利用者の秘密を守る＝「プライバシー保護」の具体化。それを「情報セキュリティ」に言い換えると、狭隘になるため修正せず。「個人情報」「利用情報」などの用語については全体で整理した。
3	全体を通して	用語の定義が明確になるよう、用語解説して明示したほうがよい。プライバシー上のリスク、危険因子について、ガイドライン上のどこで抑止しているか追加すると分かりやすい。	全体に注記を追加、プライバシー上のリスクがどこに該当するかについては追記せず。
4 5	1.はじめに について	このガイドラインがどの図書館に適用されるのか明示すべき。(2件)	はじめにの最後を「また、このガイドラインは館種・運営形態にかかわらず適用されなければならない」とし、注記で「学校図書館、大学図書館、専門図書館等のすべての館種に適用される」と明記した。
6	3.どんな場面で「個人情報」「利用情報」が	3(1)図書館システム 収集される利用事例を明記すべき。ビル管理システムのログ、監視カメラの映像など。	監視カメラなどの具体例は取り上げない。修正せず。
7	収集されるかについて	3(2)図書館内のOPAC、(4)図書館Webサイトの利用 ログインの記録→ログイン後に行った活動すべてが個人情報と紐づいて収集される利用情報に含むと明記したほうがよい。	3(2)及び(4)を「ログイン「中」の記録」と修正した。
8		3(3)図書館内のパソコンの利用 はより包括的な概念として、「図書館内で利用されるコンピュータネットワークの利用」等書き改めるべき。	3(3)「閲覧用パソコン」に修正、3(5)に「図書館が提供するインターネット回線」を追加した上で、「Wi-Fiに代表されるような無線LAN接続環境の提供等」と注記した。
9	4. 収集した情報の管理 について	4(1)個人情報や利用情報の管理 「利用者情報は永続的に保管すべきではないを、期間を定めて保管すべき、等に言い換えを。	「期間を定めて」とすると、保存可となるおそれがあるため、修正せず。
10		4(1)匿名化について、学術的な匿名性が担保された手法など、留意点を定めるべき。	どのような「匿名化」が有効か、技術的な記述に入り込むことはできないため、避ける結論に。修正せず。
11		4(2)パスワード・個人情報の暗号化 個人情報を暗号化することはしないのでは。	パスワード・個人情報の「管理」とし、「パスワードは平文ではなく暗号化」、「個人情報は外部に流出しないよう管理」と修正した。

12	4. 収集した情報の管理について	4(4)第三者との共有、第三者によるモニタリング「第三者スクリプトや埋め込みコンテンツより」の意味が分かりづらい。	「図書館利用者向けの外部企業による検索サービス等に含まれる外部プログラムへのリンク等により」と修正した。
13		4(4)「第三者に提供すべきではない」は言い切るべきでは。他にも同様の表現がある。	「提供してはならない」に修正、その他全体を通して言い回しを整理した。
14		4(4)「ディスカバリーサービス」は汎用性のある言葉に言い換えるべきでは。	本文は修正せず、「OPAC、電子ジャーナル、データベース等を同一のインターフェースで検索できるサービス」の注記を追加した。
15		4(5)図書館内の利用者用インターネット端末に残る利用履歴、Webサイトの追跡への対応「ブラウザの終了時」と特定せず、どのような方法を用いてもデータが消去されるように修正しては。	「一人ひとりの利用終了時に」と修正した。
16		4(6)管理権限の限定の内容が正しく履行されているかどうか監査を受ける権利を持つと明記すべき。	7. 図書館員のプライバシー意識と研修(2)にプライバシー監査について記載しているため、ここは修正せず。
17	6. 外部とのネットワークについて	サーバシステム運用全体に対する脅威、システム保守体制や制度について触れるべき。上位組織との関係や整合性についても追記したほうがよい。	6の冒頭を「館内PCや、図書館のサーバシステムは」と修正した。
18		6(1)クラウドシステムによる外部化(月)の「データ」は何を指すのか。明示するとは誰が何に対してか。	「データ」を「すべてのデータ」に。「明示する」を取り、「図書館である」と修正した。
19		6(1)クラウドシステムが日本法の下に提供されていること、データが外国に持ち出されないことを付記すべき。	6(1)⑤に「クラウドシステムは日本法を準拠法とし日本国内の裁判所を管轄裁判所とするよう留意すること。」を追加した。
20	7. 図書館員のプライバシー意識と研修について	7「専門的教育」が何にかかっているのか不明。	7「図書館長は、図書館についての専門的見識を有する司書有資格者であることが望ましい」と修正した。
21		7(3)十分な対策を取った、ではなく第三者からみて堅牢なシステム設計とするに。緊急事態が発生した場合には、専門機関もしくは専門家に即時諮り、事実を公開し、速やかに対応すると修正を。	順番を入れ替え7(1)にし、「図書館は、すべての業務とサービスについて、独自にプライバシー・ポリシーを策定しなければならない。策定の際には、JIS、ISO規格や自治体のプライバシー・ポリシーに留意する」と修正した。
22	その他の意見	本ガイドラインは新しい時代での図書館業務における重要な指針になると感じる。感謝と敬意を表したい。	
23		個人の体験談より、利用する図書館でのプライバシーの取り扱いに関する投稿者の体験と危惧。	投稿内容を理解。ガイドラインの方向性が間違っていないことを確認した。

(2) セミナー「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」

「図書館の自由に関する宣言」が規定する利用者の秘密を守るために「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護に関する基準」(1984年)として示してきましたが、現在では、当時想定していなかった課題が多数出てきています。このため、図書館の自由委員会では、全国図書館大会やホームページ、図書館雑誌等で皆さまにご意見を伺いながら、標記ガイドラインを策定し、このほど公表しました。本セミナーでは、このガイドラインについて理解を深め、今後の図書館運営にご活用頂けるよう解説いたします。

日時と会場:

第1回 2019年7月28日(日)14:00~16:00 大阪私学会館(大阪市都島区網島町6-20)

第2回 2019年8月2日(金)19:00~20:30 日本図書館協会(東京都中央区新川1-11-14)

講師:佐藤 眞一(図書館の自由委員会委員)

資料代:500円

主催:日本図書館協会図書館の自由委員会

連絡先:TEL 03-3523-0814 e-mail jiyu@jla.or.jp 図書館の自由委員会事務局(担当:小泉)

【自由宣言のある風景】--沖縄県立図書館



2018年12月15日に那覇市の中心街にオープンした沖縄県立図書館。エントランスの受付横には「自由宣言」が印字された透明のボードが設置されています。県民に対して、図書館の重要な任務を示した自由宣言がこうして広く伝えられていることには、とても大きな意味があると思います。

2. 出版社からの回収・利用制限要請

◎『大阪ぶらり古地図歩き—歴史探訪ガイド』メイツ出版 2018.12.14

2019年2月、「書籍回収のお願い」で、「掲載した図版において、配慮を欠いた部分があった」として回収依頼があった。改訂版の刊行は未定。

◎『ゆかいな認知症 介護を「快護」に変える人』(奥野修司著)講談社現代新書 2018.11.20

「編集上の不備が発見され」として、購読者に回収を依頼。新しい書籍が準備でき次第交換する。

・「講談社からのお知らせ」2018年12月3日 <https://www.kodansha.co.jp/news.html>

◎『被害地震の揺れに迫る—地震波形デジタルデータCD付き—』大阪大学出版会 2016.9.12

「2019年3月15日に公表された大阪大学における研究活動上の特定不正行為(ねつ造・改ざん)に関する研究公正委員会調査の結果、公表対象の論文リストに、当該書籍に掲載されていた論文が含まれていることが判明したため「絶版・回収すること」とし、て書籍を回収のうえ定価をご返金することを公表。

・「書籍回収に関するお詫びとお知らせ」2019年3月20日

http://www.osaka-up.or.jp/top_images/20190320.pdf

◎『国立のぞみの園紀要』11号(平成29年度)

2019年3月、所収論文「強度行動障害を対象とした日本語版 BPI-S の信頼性に関する研究」について、所蔵する複数の公立図書館に、著者から論文が撤回されたとして閲覧停止を依頼する電話があった。文書を求めたところ「利用制限措置申出書」が送付された。該当箇所の利用停止、図書館間貸出禁止を要望している。

なお、同紀要はネットに掲載されており(<http://www.nozomi.go.jp/investigation/pdf/report/02/ky11.pdf>)

該当論文部分は下記のように表示されている。

「強度行動障害を対象とした日本語版 BPI-S の信頼性に関する研究

筆頭執筆者より、不適切なオーサーシップ等の理由で論文撤回の依頼がありました。「国立のぞみの園における調査研究実施体制と研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」等関連する規定等に基づき、国立のぞみの園研究紀要編集委員会で審査の結果、撤回が了承されました。」

◎『ヴァイマルの聖なる政治的精神』深井智朗著 岩波書店 2012.5

深井智朗東洋英和学院長の著書について、同学院調査委員会は研究活動上の不正行為、捏造と盗用があったとの報告書を2019年5月10日に公表した。岩波書店は2018年10月に同書を出荷停止していたが、同報告書を受けて5月13日に絶版と回収を発表した。

深井氏は『プロテスタンティズム 宗教改革から現代政治まで』(中公新書)により第19回読売・吉野作造賞(2018)を受賞しているが、同賞を主催する中央公論者と読売新聞社は、5月17日に受賞取り消しを決定、中央公論新社は同書を出荷停止とした。

※関連記事

・「東洋英和女学院大学における研究活動上の特定不正行為に関する公表概要」東洋英和女学院大学 2019.05.10. http://www.toyoeiwa.ac.jp/daigaku/news/news_201905100101.pdf

・「論文「捏造」学院長を解雇 東洋英和 神学界代表する論客」『朝日新聞』2019.05.11.

・「実在せぬ人や論文捏造／根拠なく結論 「学院長でつちあげ」指弾／東洋英和調査委 立証妨害認定／3人の「レーフラー」」『朝日新聞』2019.05.11.

・岩波書店「謹告(深井智朗氏『ヴァイマルの聖なる政治的精神』ほかについて)」2019.05.13.

<https://www.iwanami.co.jp/news/n29826.html>

・「東洋英和前院長の著書、岩波書店が絶版へ 捏造問題で」『朝日新聞デジタル』2019.05.13. 20:50

<https://digital.asahi.com/articles/ASM5F6GZMM5FUCVL02B.html>

・「関連: 架空の神学者「でつちあげ」 二転三転した前院長の説明」『朝日新聞デジタル』2019.05.11. 00:02

<https://digital.asahi.com/articles/ASM5B5FV4M5BUCLV00J.html>

- ・「第19回「読売・吉野作造賞」授賞取り消しのお知らせ」中央公論新社 2019.05.17.
<http://www.chuko.co.jp/news/112323.html>
- ・神里達博「研究不正 事実と虚構 壁が溶けたか」(月刊安心新聞+)『朝日新聞』2019.05.17.

3. ダウンロード違法化拡大の著作権法改正について

◎著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対します(声明)

<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/chosakukenhou/> より転載

2019年3月4日

図書館問題研究会全国委員会

著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対します(声明)

図書館問題研究会は、図書館の発展を願う図書館員や研究者、住民で組織する個人加盟の団体です。

2019年2月13日にとりまとめられた文化審議会著作権分科会報告書(以下、報告書)では、「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」が盛り込まれました。これはこれまで音声と動画に限られていたダウンロード違法化を全著作物に拡大するものです。政府はこの報告書を受けて今国会での著作権法の改正を目指していると報道されています。

この報告書及び法改正の方向について、著作者団体や法学者を含め広範に反対の声があがっています。一部でも著作権侵害が認められれば該当するため非常に多くのコンテンツがその対象となり、著作物の違法性の判別が困難なことに加え、「その事実を知りながら」という主観的要件によって民事及び刑事上の責任を負わせることは、私的な情報収集活動や表現活動に萎縮をもたらすとともに、ねらい打ち的な捜査活動も危惧されます。海賊版等への対策はより限定された範囲で行なわれるべきであり、報告書に基づく法改正は文化の発展への寄与という著作権法の目的とも整合しません。

図書館はその活動・機能において著作権法に深く関わり、図書館員は住民の表現及び思想の自由、知る自由を擁護する職業的責務があります。私たちは、表現及び思想の自由、知る自由を制限するダウンロード違法化の拡大及び拙速な立法化に反対します。

※関連記事

- ・日本マンガ学会「ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明」2019.01.23.
<https://www.jsscc.net/info/130533>
- ・「日本マンガ学会、「ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明」を発表」『カレントアウェアネス・ポータル』2019.01.24. <http://current.ndl.go.jp/node/37448>
- ・一般財団法人情報法制研究所(JILIS)著作権と情報法制研究タスクフォース「ダウンロード違法化の全著作物拡大に対する懸念表明と提言」2019.02.08. <https://jilis.org/proposal/data/2019-02-08.pdf>
- ・(社説)「海賊版対策 過剰な規制が生む弊害」『朝日新聞』2019.02.10.
- ・「違法対象の拡大に漫画家ら反対 著作権法改正で、国会内で集会」『琉球新報』2019.02.08. 22:19.
<https://ryukyushimpo.jp/kyodo/entry-873249.html>
- ・原真(核心評論)「著作権法改正 議論尽くせ」『神戸新聞』2019.02.11.
- ・「一般財団法人情報法制研究所(JILIS)、「ダウンロード違法化の全著作物拡大に対する懸念表明と提言」を発表」『カレントアウェアネス・ポータル』2019.02.14. <http://current.ndl.go.jp/node/37582>
- ・「ネット利用萎縮」根強い異論 著作権侵害のダウンロード全面違法化／日本マンガ学会長の竹宮恵子さん 文化育くんだ面も、規制慎重に」『朝日新聞』2019.02.15.
- ・「著作権侵害物のダウンロード 常習者のみに刑事罰 文化庁素案／二次創作物は対象外」『朝日新聞』2019.02.16.
- ・公益社団法人 日本漫画家協会「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」に関する声明 2019.02.27.
<https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/?tbl=information&id=7718>
- ・「著作権侵害ダウンロードの違法化案 差し戻しの自民部会、修正せず／見送り要求に、甘利氏」政治論で判

断」『朝日新聞』2019.03.07.

・「ダウンロード違法化見直しも 自民総務会 来週にも再議論」『朝日新聞』2019.03.09.

・「図書館問題研究会、著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対する声明を発表」『カレントアウェアネス・ポータル』2019.03.12. <http://current.ndl.go.jp/node/37767>

・「ダウンロード違法化、萎縮が怖い 日本漫画家協会理事長・里中満智子さん」『朝日新聞デジタル』2019.03.13. 05:00 <https://digital.asahi.com/articles/DA3S13930583.html>

「ダウンロード規制見送り 著作権法改正案提出せず」『日本経済新聞』2019.03.13. 11:33

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO42391180T10C19A3MM0000/>

・「海賊版サイト対策迷走 著作権法改正案提出見送り」/「ネット利用萎縮」反発拡大/参院選控え自民も慎重論/違法対象広く、理解得られず」『神戸新聞』2019.03.14.

・「教えて！ダウンロード違法化 1～4」『朝日新聞』2019.03.23、27～29.

- 1 法案止める 学者ら奔走/全面禁止「情報収集が萎縮」
- 2 改正求めた出版界が困惑・・・なぜ？
- 3 ネットで共有 著作権法は制度疲労？
- 4 創作守る著作権 自由な流通との両立は？

4. 警察からの照会による利用情報の提供 続報

苫小牧市立中央図書館が警察からの照会に応じて、2017年4月に特定個人の貸出と予約状況を提供していたことについて、市民団体から問題提起があったことは前号で紹介した。2月12日には、苫小牧市立図書館協議会の第3回臨時会が開催され、このことについて生涯学習課による説明、委員による協議があった。関連資料と議事録は同館のサイトに掲載されている。

2019.02.12 臨時会議資料 「苫小牧警察署への図書館利用者の利用状況に係る情報提供について」

http://www.tomakomai-lib.jp/bunya/event/2014042200012/file_contents/190212_siryoku.pdf

2019.02.12 臨時会議事録

http://www.tomakomai-lib.jp/bunya/event/2014042200012/file_contents/190212_gijiroku.pdf

昨年12月27日に警察による令状のない捜査には個人情報を提供しないよう要望書を出した団体は、3月18日に再要望書を出した。

苫小牧市教育委員会は警察からの捜査協力依頼に対する対応ルールを定め、2019年4月23日に開催した臨時図書館協議会で説明した。関連資料と議事録は同館のサイトに掲載されている

2019.04.23 臨時会議資料 資料2 刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察からの捜査協力依頼に対する対応について http://www.tomakomai-lib.jp/bunya/event/2014042200012/file_contents/20190423_siryoku.pdf

2019.04.23 臨時会議事録

http://www.tomakomai-lib.jp/bunya/event/2014042200012/file_contents/20190423_gijiroku.pdf

函館市では、市民の声に、「図書館の自由に関する宣言について」と題し、「函館の図書館の指定委託事業者と同じ事業者であり同じようなことが起こるのではないかと心配」という意見が2月4日に寄せられ、2月27日に教育委員会生涯学習部生涯学習文化課の回答が公表されている。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/citizensvoice/docs/2019022700018/>

※関連記事

・「警察への情報提供議論 市教委「ルール作りに着手」市図書館協議会」『苫小牧民報』2018.02.14.

・篠原昌彦ほか「図書館利用者の人権の保護についての再要望書」2019.03.18.

・「図書館利用者情報の保護訴える 市民団体が市教委へ再要望」苫小牧民報 2019.03.22.

・「図書館の個人情報保護へ再び要望書 苫小牧の3団体」北海道新聞 2019.03.19.

・森山弘毅「不思議な「図書館協議会」—第3回臨時会傍聴記—」『事務局だより』20号 2019.03.25. p1.

・「検証シリーズ 17 2月の図書館協議会と3月市議会の報告」『事務局だより』20号 2019.03.25. p.1～2.

・「苦小牧市立中央図書館の警察への情報提供 不安の声相次ぎ一定配慮」『苦小牧民報』2019.05.20.

<https://www.tomamin.co.jp/news/main/16316/>

5. 利用者のプライバシーにかかわる描写について

<http://gakutoken.net/opinion/appeal/> より転載

2019 年 3 月 15 日

白泉社『メロディ』編集者 様

学校図書館問題研究会

代表 狩野 ゆき

『花よりも花の如く』18 巻と『魔法にかかった新学期』2 巻における
利用者のプライバシーにかかわる描写について

私たち学校図書館問題研究会は、学校司書や司書教諭などの学校図書館関係者、公共図書館関係者、市民、研究者など、学校図書館に関心をもつ幅広い会員で構成されている個人加盟の研究団体です。一人ひとりが自分の実践を持ち寄り、みんなで検証し合い、理論化していくことで、学校図書館の発展をめざしています。

さて、以下の作品の中に、学校図書館の利用者のプライバシー保護という観点から、問題があると思われる描写がありました。そこで、学校図書館の現状をご理解いただくとともに、私たちの考えをお伝えしたいと思い、手紙を差し上げた次第です。

『花よりも花の如く』18 巻 132p には、小学生時代の回顧シーンにおいて、主人公がカウンターの職員から同級生の名前が記入されている貸出カードを見せてもらう、という場面があります。回想は 17 年前なので、当時の状況を考えればカードによる貸出方式が採用されていた学校もあったと思います。けれども、職員が利用者の情報を本人に許可をとらずに第三者に教えることには問題があると考えております。

また、『魔法にかかった新学期』2 巻 40-42p では脱出の方法を探るために、図書委員経験者の生徒がパソコンから利用者を探す場面があります。本来パスワード管理も含め職員が行う業務ですが、現状では図書委員会の生徒もカウンターでの貸し出し作業を行うことはあります。ただ生徒がその際に知りえた利用者の個人情報ほかに漏らさないことは、現場では確認していることです。命のかかった状況での行動ですが、安易に貸し出し情報を目的外使用する描写がされたことは残念に思います。

本を読むという行為は、その人のプライバシーに属することです。学校図書館も含めて図書館は、利用者の読書事実などの秘密を守る責務があります。図書館が秘密を守るからこそ、利用者は安心して本を読むことができます。しかしながら、フィクションとは言え、こうした描写は、自分の学校図書館でも読書事実が容易に知られてしまうかもしれない、という印象を読者に与えかねません。さらに、プライバシー保護に対する読者の意識を鈍感にしてしまい、こうした状態を社会が是認することにつながることも心配されます。

ただ、学校図書館では業務を専任・専門で担当する職員が少なく(現在、学校司書が配置されているのは、非常勤職員を含めても、小・中学校で約 59%、高校で約 66%)、それに加えて利用者のプライバシーに対する学校全体の意識もまだ十分とは言えません。そのため、たいへん残念なことではありますが、利用者の貸出記録が簡単に見られたり、教員に提供されたりする学校図書館が少なくないというのが現実です。

日本図書館協会は 1954 年に「図書館の自由に関する宣言」を採択しています。これは、図書館が戦時中に軍部の圧力に抗し切れず、利用者の情報を教えるなど、結果的に戦争に加担してしまったことへの痛烈な自己批判から採択されたものです。学校図書館関係者にとってもこの宣言は精神的な支柱です。その精神に沿って、本会でも結成以来、利用者のプライバシーを守るために、貸出方式や利用者への連絡方法を工夫し、子どもたちの「知る自由」や「読む自由」を保障する学校図書館のあり方を追究しています。2018 年には「学校図書館のためのプライバシー・ガイドライン」を策定しました。

現在、様々なところで個人情報やプライバシー情報の漏洩・流出が問題になっています。悪用するためにそうした情報を盗む場合もありますが、互いのプライバシーを大切にするという基本を忘れて、きちんと対策をとらなかったために漏洩してしまった事例も少なくありません。もしも、すべての人が単に知識としての「プライバシー」ではなく、

子どものうちから身をもって「プライバシーが守られる」体験をし、人権感覚を養っていたら、起こらなかった事件も多いのではないのでしょうか。これは、学校や図書館という場所だけでなく、社会全体が十分に配慮すべきことだと思います。

この機会に、学校図書館における利用者のプライバシー保護についてもお考えいただき、ご配慮をいただければ幸いです。また、両作品とも人気の作者で、学校図書館に蔵書としておかれることもありますので、学校図書館では利用者のプライバシーに配慮するよう努力している旨の註の付記についても、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

※関連記事

・「学図研、プライバシーにかかわる描写で白泉社に文書を送付」(NEWS)『図書館雑誌』vol.113,no.5 2019.05. p.262~263.

6. 新聞・雑誌記事スクラップ (雑誌、新聞の別におおむね日付順に配列、テーマによりまとめたものもある)

2019年2月まで 補充

- ・熊野清子「図書館利用のプライバシー保護ガイドライン策定へ向けて」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.113,no.2 2019.02. p.67.
- ・「菅氏「正確な事実に基づかない」「取材じゃない」発言理由問われ」『朝日新聞』2019.02.14.
- ・(社説)「官邸の質問制限 政府の責任棚上げか」『神戸新聞』2019.02.15.
- ・(メディアタイムズ)「記者質問けん制 報道各社は／菅長官「決め打ち、発言控えて」／指揮者らは— メディア分断へ危機感 背景に政治の見える化」『朝日新聞』2019.02.16.
- ・「特定記者質問を問題視、記者クラブに要請文／「質問制限」官邸に批判の声／菅氏反論「取材でなく決め打ち」／新聞労連抗議「知る権利狭める」」『神戸新聞』2019.02.19.
- ・「会見での「質問制限」 東京新聞が検証紙面 官邸の申し入れ内容など／「違和感もある」官房長指摘」『朝日新聞』2019.02.21.
- ・(社説)「官房長会見 「質問」は何のためか」『朝日新聞』2019.02.22.
- ・「「記者質問は事実誤認」閣議決定／メディアで働く女性抗議／菅氏「あなたに答える必要ない」／「この会見何のための場か」東京新聞記者の質問を拒否」『神戸新聞』2019.02.27.
- ・(社説)「自衛官募集 改憲の理由にはならぬ」『朝日新聞』2019.02.14.
- ・「自衛官募集の自治体協力 首相「誠に残念」／再び持論「6割以上、協力を得られないのが真実」」『朝日新聞』2019.02.14.
- ・「自衛官募集 住民の名簿提出 自治体協力すべき？／京都 宛名シールで提供／自治体5割台帳閲覧認める」『朝日新聞』2019.02.14.
- ・「自民、自衛官募集で要請文／所属議員に「自治体の状況確認を」」『朝日新聞』2019.02.15.
- ・「自民要請文 党内に異論／自衛官募集「市町村に強制できぬ」」『朝日新聞』2019.02.15.
- ・(時時刻刻)「自治体の自衛官募集協力 自民要請文 透ける「圧力」／首相発言踏襲 急きょ作成／解釈狭め「6割協力拒否」／改憲と重ねる手法に批判」『朝日新聞』2019.02.16.
- ・「自衛官募集巡る首相発言 「6割拒否」に自治体反発／名簿作成は9割が協力／神戸市「改憲は関係ない」」『神戸新聞』2019.02.17.
- ・(社説)「自衛官募集 自治体への不当な圧力」『朝日新聞』2019.02.20.
- ・(社説)「自衛官募集 首相の自治体批判に驚く」『神戸新聞』2019.02.20.
- ・(一語一会)「何を言うてますか。大丈夫ですよ／フォークシンガー中川五郎さん 弁護士の藤田一良さんからの言葉／若き日の裁判 歌い続ける糧」『朝日新聞』2019.02.14.夕刊
- ・「壬申戸籍 ネット出品か 法務省回収、鑑定へ」『神戸新聞』2019.02.15.
- ・「東本願寺、経典の差別ないことに」 展示パネル監修者が抗議／「女性は修行しても仏になれない」など外す／寺側「見解出し得ていない」『朝日新聞』2019.02.15.夕刊

- ・「マイナンバーカード保険証利用が可能に 普及低迷で政府が改正法案」『朝日新聞』2019.02.16.
- ・「マイナンバー保険証に活用 健保法改正案 カード普及促す」『神戸新聞』2019.02.16.
- ・「個人情報利用者自ら移転 巨大IT「囲い込み」防止へ規制検討」『朝日新聞』2019.02.16.
- ・「欧州、巨大IT規制強化 個人情報収集「同意が不十分」制限や反則金、企業側は反発」『神戸新聞』2019.02.19.

2019年3月

- ・鈴木章生「利用者との関わりから図書館の自由を考える」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.113,no.3 2019.03. p.127.
- ・山口真也「図書館の自由委員会委員長・西河内靖泰氏に聞くー『図書館ノートー沖縄から「図書館の自由」を考える』その後」『沖縄県図書館協会誌』22 2019.03. p.48~52.
- ・図書館問題研究会全国委員会「著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対します(声明)」2019.03.04.
<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/chosakukenhou/>
- ・学校図書館問題研究会「『花よりも花の如く』18巻と『魔法にかかった新学期』2巻における利用者のプライバシー保護にかかわる描写について」2019.03.15. <http://gakutoken.net/opinion/appeal/>
- ・「博物館コレクションの行方／収蔵に限界、手放す判断／資料の公共性めぐり議論も」『神戸新聞』2019.03.15.
- ・「瀧容疑者出演「麻雀放浪記2020」公開へ 監督「作品には罪ない」」『朝日新聞』2019.03.20.夕刊
- ・「ピエール瀧容疑者の出演映画公開へ 自粛の流れに一石／麻雀放浪記2020 監督「作品に罪ない」」『朝日新聞』2019.03.21.
- ・(メディアタイムズ)「ピエール瀧容疑者逮捕 薬物報道配慮求める声「使用あおる」「治療の妨げに」／「偏見減らす情報を」／音好宏・上智大教授(メディア論)の話「情緒に訴える映像 犯罪誘発も懸念も」」『朝日新聞』2019.03.23.
- ・「ピエール瀧容疑者逮捕 作品自粛 県内にも波紋／中古CD「規制外」で売り切れ／神戸で撮影の映画「封印」懸念」『神戸新聞』2019.03.27.
- ・「破産者マップに行政指導 プライバシー侵害 批判相次ぐ」『朝日新聞』2019.03.21. 『朝日新聞デジタル』2019.03.21. 17:43 <https://digital.asahi.com/articles/ASM3N3T12M3NULFA008.html>

2019年4月

- ・鈴木啓子「学校図書館における読書記録の残る貸出方式」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.113,no.4 2019.04. p.195.
- ・阿久沢麻理子「「部落の地名」リスト拡散の差別性と危険性 東京地裁に意見書提出「全国部落調査」復刻出版事件裁判」『解放新聞』2901号 2019.04.01
- ・「脱「所有」の流れ 思わぬリスク／「電気グルーヴ」楽曲停止 波紋／「突然聴く機会奪われる」CD見直しも／「髪の本の方が確実」／米ではレコード人気」『朝日新聞』2019.04.02.
- ・「手記と酷似 岩波謝罪 袴田さん巡る連載 支援者抗議」『朝日新聞』2019.04.05. 『朝日新聞デジタル』2019.04.05. 05:00 <https://digital.asahi.com/articles/DA3S13965359.html>
[『世界』連載「神を捨て、神になった男 確定死刑囚・袴田巖」、『WEB 世界』連載「はかまたさん」]
- ・(社説)「自由な言論 守り続ける覚悟を」『朝日新聞』2019.04.11.
- ・(耕論)「作品に罪はない？」『朝日新聞』2019.04.11.
多田憲之さん・東映社長「一律自粛 表現の場苦しく」／碓井真史さん・新潟青陵大学大学院教授「一気に流れる空気に警鐘」／尾木直樹さん・教育評論家「薬物汚染 子どもに影響大」
- ・日本ペンクラブ声明「作品に罪はない」2019.04.15. <http://japanpen.or.jp/statement0415/>
- ・「日本ペンクラブが声明「作品に罪はない」 自主規制に一石」『毎日新聞』2019.04.16. 00:24.
<https://mainichi.jp/articles/20190416/k00/00m/040/004000c>
- ・佐藤方宣(ニッポン診断)「「一律の自粛」と「信頼の醸成」」『神戸新聞』2019.04.17.夕刊
- ・蟻川恒正「横島長官発言から見えること 崩された内閣法制局の自律」(憲法季評)『朝日新聞』2019.04.11. 『朝日新聞デジタル』2019.04.11. 05:00 <https://digital.asahi.com/articles/DA3S13973398.html>
- ・「中国商業紙停刊相次ぐ／言論統制強化、独自報道できず」『神戸新聞』2019.04.14.

- ・「アトーーク」でテレ朝謝罪 大阪・西成へ差別的表現『朝日新聞デジタル』2019.04.19. 01:17
https://digital.asahi.com/articles/ASM4M05FXM4LUCLV00V.html?iref=pc_rellink
- ・「アトーーク」で差別的表現 テレ朝が謝罪『日刊スポーツ』2019.04.19. 13:28
<https://www.nikkansports.com/entertainment/news/201904190000168.html>
- ・小笠原 遥『アトーーク!』大阪・西成地区への差別的表現などで放送内容を謝罪『HUFFPOST』2019.04.19. 10:11 https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5cb91435e4b068d795cad8e2
 [謝罪したのは、2月14日に放送した「高校中退芸人」の内容に関するものだった。]
- ・小笠原遥「西成に育ったら、それは罪ですか?」『アトーーク!』で差別的表現、西成高校の校長が問いかける。『HUFFPOST』2019.04.19. 13:40 https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5cb9289de4b068d795cae443
- ・「人気番組「アトーーク」で差別的表現 大阪・西成めぐり、テレ朝謝罪『神戸新聞』2019.04.19.夕刊
- ・「中国メディアの冬 上・下」『朝日新聞』2019.04.25.~04.26.
 上 「調査報道できぬ」去る記者たち／前向きなニュース求められ・統制強めた周政権 長期化へ
<https://digital.asahi.com/articles/DA3S13991613.html>
 下 ネットにも当局の影／支持は絶対 独自の評論禁止／「フリーになれば書けると…」／書く機会うかがう／中国青年報「氷点」の李大同・元編集長「ニュースが消えたわけではない」
<https://digital.asahi.com/articles/DA3S13993120.html>
- ・「個人情報利用に停止義務 企業収集の閲覧履歴など 政府、法改正検討」『神戸新聞』2019.04.25.夕刊
- ・「個人情報漏えい罰金値上げ 政府、来年にも法改正へ／個人情報保護法改正 難題積み残し／管轄バラバラ 定義不一致／「忘れられる権利」に賛否」『神戸新聞』2019.04.26.
- ・「企業の個人情報利用規制へ GAFA など 要求あれば停止義務／独禁法や課税 G20 合意へ課題」『朝日新聞』2019.04.26.

2019年5月

- ・津田さほ「利用者の督促情報は必要か」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.113,no.5 2019.05. p.263.
- ・「学図研、プライバシーにかかわる描写で白泉社に文書を送付」(NWES)『図書館雑誌』vol.113,no.5 2019.05. p.262~263.
- ・「法務省がネット上での被差別部落の地名削除に向けた通達を发出 鳥取ループの「部落探訪」に対応」『解放新聞滋賀版』2310号 2019.05.13.
- ・「図書館の本、道路脇に大量投棄 蔵書印やバーコード付く」『京都新聞』2019.05.13. 11:02
<https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20190513000053>
- ・「林道投棄の図書館本、目立つ実用書 園芸やカメラなど9自治体分」『京都新聞』2019.05.14. 19:40
<https://www.kyoto-np.co.jp/top/article/20190514000141>
- ・「山林に投棄の図書、全部で338冊 近隣9自治体の図書館ラベル」『京都新聞』2019.05.15. 20:01
<https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20190515000159>
- ・「図書館本の大量投棄、新たに200冊 京都・宇治田原の山林」『毎日新聞』2019.05.16. 10:49
<https://mainichi.jp/articles/20190516/k00/00m/040/060000c>
- ・「図書館本の大量投棄、また別の場所で発見 約200冊、林道脇に」『京都新聞』2019.05.16. 11:17
<https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20190516000054>
- ・「図書館の本廃棄、4カ所目発見 側溝や山林、京都で800冊超に」『京都新聞』2019.05.16. 19:02
<https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20190516000155>
- ・「図書館の本誰が捨てた 京都南部4カ所800冊超／同一犯との見方」『朝日新聞』2019.05.18.夕刊
- ・「図書館蔵書、盗難防止に苦慮 京都府南部に800冊超投棄」『京都新聞』2019.05.18. 11:00
<https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20190517000212>
- ・「図書大量投棄、京都市の蔵書57冊 市教委、3年以上前に不明」『京都新聞』2019.05.21. 19:27
<https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20190521000149>
- ・「生活保護情報 無条件に開示 21自治体、捜査当局の照会受け／神戸市など 国の手引き基準に抵触恐れ」

『神戸新聞』2019.05.20.

- ・(社説)「特定秘密保護法 抜本的な見直しが必要だ」『神戸新聞』2019.05.21.
- ・「百田尚樹さんの『日本国紀』批判で出版中止 作家が幻冬舎を批判」『毎日新聞』2019.05.16.
<https://mainichi.jp/articles/20190515/k00/00m/040/310000c>
- ・「百田氏批判で出版中止に」津原氏「コピペだらけ」幻冬舎「一方的ではない」『毎日新聞』2019.05.17.
<https://mainichi.jp/articles/20190517/ddm/012/040/029000c>
[津原泰水『ヒッキーヒッキーシェイク』幻冬舎から文庫化中止 ハヤカワ文庫で6月刊予定]
- ・「『日本国紀』巡り確執、津原氏の本 幻冬舎社長 実売数を暴露」『神戸新聞』2019.05.19.
- ・「売れる『日本国紀』やまぬ批判 百田直樹氏著書 65万部／「わかりやすい」一方で修正・追記／百田氏「修正点いずれ発表」」『朝日新聞』2019.05.22. 『朝日新聞デジタル』2019.05.22. 05:00
<https://www.asahi.com/articles/DA3S14024115.html>
- ・「ロシア有力紙記者集団辞表 政権よりオーナー介入に抗議」『神戸新聞』2019.05.22.

2019年6月

- ・「学習の自由と公民館」シンポジウム—九条俳句訴訟勝訴の意義とこれからの課題—(3/30)「集会報告 シンポジウム第三部 九条俳句勝訴判決の意義とこれからの課題 「図書館の自由」と九条俳句訴訟・・・西河内靖泰」『月刊社会教育』63巻6号 2019.06. p.57～60
- ・足立昌勝「ポイントカード情報が警察に 暴かれる個人情報」(特集・現代日本の10大事態5)『紙の爆弾』15巻5号 2019.5・6合併 p.29～33.

7. おしらせ (講座や集会のお知らせは終了したのも記録のために掲載しています)

○【春の企画展】時代にゆれた表現の自由 — 江戸から平成、そして〇〇 —

【会期】2019年4月8日(月)～6月1日(土) ※日曜日および4月29日(月)～5月4日(土)は除く。

【時間】平日12時～16時30分 土曜10時～14時

【会場】図書館本館 研修室(生田校舎9号館3階) 入場無料 ※一般の方も入場できます。

【問合先】専修大学図書館 Tel:044-911-1274 E-mail:libten@acc.senshu-u.ac.jp

【連動企画】映画上映「疎開した40万冊の図書」※入場無料

【日程】4月24日(水)、25日(木)

【時間】10:45～(12:30頃終了予定)

【会場】24日(水)生田キャンパス2号館 Active! Studio 202

25日(木)生田キャンパス9号館 92A 会議室

【解説】文学部教授 植村八潮 <https://www.senshu-u.ac.jp/library/libdisplay/#20190315>

※関連記事

- ・「『表現の自由』考えて 専修大で企画展 発禁書物100点紹介」『神奈川新聞』2019.04.18.川崎地域ページ

○2019 日本社会教育学会六月集会

期日:2019年6月1日～6月2日 会場:東京大学 本郷キャンパス

6月1日 プロジェクト研究「『学習の自由』と社会教育」テーマ「九条俳句訴訟判決の到達点と課題」

司会 安藤聡彦(埼玉大学) 発題 長澤成次(千葉大学名誉教授)

報告Ⅰ「九条俳句訴訟判決の到達点と課題」久保田和志(埼玉中央法律事務所)

報告Ⅱ「九条俳句訴訟と船橋事件の最高裁判決」塩見昇(大阪教育大学名誉教授)

報告Ⅲ「公民館研究から見た九条俳句訴訟判決」上野景三(佐賀大学)

プログラム http://www.jsace.jp/conference/?action=common_download_main&upload_id=927

○『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂のころ:塩見昇講演会記録集』(最新刊)

塩見昇著 日本図書館協会図書館の自由委員会編 (JLA Booklet No.3) 日本図書館協会 2018.10

ISBN978-4-8204-1810-8 ¥1,000+税

『図書館の自由委員会の成立と「図書館の自由に関する宣言」改訂』出版を記念して、1月28日に大阪、3月23日に東京で開催した講演会の記録集です。自由委員会が成立し宣言改訂を進めた1970年代の公共図書館の状況について、及び、自由宣言の背景や1979年改訂に至る経緯についての講演のほか、語り残した今後への課題を補記として収録しました。

こちらから注文できます。<http://www.jla.or.jp/publications/tabid/87/pdid/p11-000000511/Default.aspx>

○塩見昇著『図書館の自由委員会の成立と「図書館の自由に関する宣言」改訂』

日本図書館協会 2017.12 ISBN978-4-8204-1712-5 ¥2,200+税

日本図書館協会は1954年、「図書館の自由に関する宣言」を採択しましたが、その後20年以上を経て、図書館活動の活発化とともにその価値が再認識され、新たな時代にふさわしい「宣言」を求め、1979年の改訂に至ります。著者はこの期間、多くの仲間とともに「宣言」に深くかわかり、改訂に至る過程をつぶさに見てきました。この過程で収集した豊富な原資料をもとに、当時の時代背景、改訂に至る論議の進み方、この間に寄せられた多くの図書館員の声などを丁寧に集め、「自由宣言」改訂がなった瞬間の喜びを活写するとともに、今後に向けて新たな課題を提起しています。「図書館の自由」を考える際、根本を見据える必読の書です。

○『図書館の自由を求めて:「図書館の自由に関する宣言」採択50周年記念座談会と60周年記念講演会の記録』日本図書館協会 2016.4 ISBN978-4-8204-1602-9 ¥1,200+税

2004年に開催した自由宣言採択50周年座談会「自由宣言50年—その歴史と評価」及び2015年に開催した自由宣言60周年記念講演会「図書館と表現の自由—法学者からみた図書館の自由宣言」の記録をあわせて刊行し、図書館の自由の原点から現在の到達点までを示します。本書は、「図書館の自由」をめぐるこれまで積み重ねられてきた図書館関係者の実践を振り返るとともに、「図書館の自由」の基本を確かめることができる一冊ともなるように、豊富な脚注や資料とともに編集しました。今般の「図書館の自由」をめぐる課題を、それぞれの図書館が主体的・自律的に考えるための資料として、本書を活用していただけることを願っております。

注文先 <http://www.jla.or.jp/publications//tabid/87/pdid/p11-0000000448/default.aspx>

○『図書館の自由ニューズレター集成4 2011-2015』

日本図書館協会 2016.10 ISBN4-8204-1612-8 ¥2,500+税

注文先 <http://www.jla.or.jp/publications//tabid/87/pdid/p11-0000000460/default.aspx>

○『図書館の自由ニューズレター集成3 2006-2010』

日本図書館協会 2015.10 ISBN978-4-8204-1509-1 ¥2,500+税

注文先 <http://www.jla.or.jp/publications//tabid/87/pdid/p11-0000000447/default.aspx>

○『図書館の自由ニューズレター集成2 2001-2005』 ¥741+税

『集成3』の刊行にあわせて増刷し施設会員へ配布しました。若干余部があります。

注文先 <http://www.jla.or.jp/publications//tabid/87/pdid/p11-0000000446/default.aspx>

○『図書館の自由ニューズレター集成 1981-2000』 税込特価 ¥1,000

○『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011年付・図書館の自由に関する事例 2005～2011年』日本図書館協会図書館の自由委員会編 日本図書館協会 2013.7 ISBN978-4-8204-1303-5 ¥2,000+税

注文先 <http://www.jla.or.jp/publications//tabid/87/pdid/p11-0000000375/default.aspx>

※協会へ注文されると個人会員の方は会員割引(定価の2割引き)で購入できます。

○図書館の自由展示パネル「なんでも読める・自由に読める」

日本図書館協会図書館の自由委員会は、「図書館の自由」にかかわるさまざまな資料を視覚的に提示し、図書館員や図書館利用者の皆さんに見ていただき、「図書館の自由宣言」などについて知っていただくことを目的とした展示パネルを作成しています。無料で貸出していますのでどうぞご利用ください。展示会場で配布できるリーフレット原稿も用意してあります。

◆パネルの概要

- ・ B2 横(51×72cm)13 枚
- ・ 1 枚目 展示パネルの趣旨・略年表
- ・ 2 枚目 図書館の自由宣言ポスターと JLA の普及活動
- ・ 3～11 枚目 図書館の自由に関する事例
- ・ 12 枚目 各地の条例や規程に見る図書館の自由
- ・ 13 枚目 最近の事例

◆問合・申込先日本図書館協会図書館の自由委員会事務局

電話 03-3523-0817 FAX 03-3523-0841 jiyu@jla.or.jp
<http://www.jla.or.jp/portals/0/data/iinkai/jiyu/panel2010.html>

○「図書館の自由に関する宣言」ポスター、はがき

- ・ポスター(B2 サイズ(515mm×728mm)1 枚 700 円+送料・手数料 300 円
- ・はがき 10 枚 100 円+送料実費
- ・はがき 5 枚、宣言小冊子 1 冊(A7 サイズ 8p 中折三つ目とじ) 100 円+送料実費

※問合・申込先:日本図書館協会図書館の自由委員会事務局

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/682/default.aspx>

※上記サイトに掲載しているポスター・はがきの図柄は、自由利用
(「プリントアウト・コピー・無料配布」OK)していただけます。

利用の際は必ず次のサイトをご確認下さい。<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>



○図書館の自由委員会からのお知らせは、協会ツイッターアカウントからも提供しています。

#自由委員会 をつけていますのでこちらもご活用ください。

日本図書館協会/JLA @JLA_information (https://twitter.com/JLA_information)

○『図書館の自由』ニューズレター 電子版 購読案内

電子版(無料)購読希望者は、受信を希望するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。

宛先: nlijuyjla@yahoo.co.jp

件名:「新規配信希望」としてください。

本文:個人の場合は「氏名・所属等(任意)」を、

団体の場合は「団体名・担当係(者)名」をご記入ください。

※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。

※2 営業日以内に受領のご連絡をします。返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。

※読み上げソフト利用の都合などで word 形式をご希望の方はお知らせください。

2019 年度の初号をお届けします。本誌は、図書館等で印刷して提供していただけます。

図書館の自由 第104号(2019年6月発行)

編集・発行:公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会 年4回発行予定。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/default.aspx>

問合・連絡先:公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会事務局

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

電話(03)3523-0814

Email nlijuyjla@yahoo.co.jp(エヌ・エル・ジエイ・アイ・ワイ・ユー・ジエイ・エル・エイ・アットマーク ~)

これまでの目次 <http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/638/default.aspx>

電子版購読費:無料